国民年金

こんなときは届出が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。 届出を忘れると、将来受け取る年金の金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。 また、不意の事故や病気で障がいが残った時の障害年金や、万一亡くなられた時の遺族年金 が支給されなくなるおそれもあります。次のようなときは、届出を忘れずに行って、あなたの大切な 年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	届出の時に持参するもの
退職したとき(厚生年金、共済年 金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。	・年金手帳 ・雇用保険被保険者離職票など
配偶者(厚生年金、共済年金加入者の場合)に扶養されていたが配偶者が退職したとき	第3号被保険者から第1号被保険	
収入増加などにより配偶者(厚生年金、共済年金加入者の場合)の 扶養を外れたとき		

- ・第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の方など
- ・第2号被保険者 会社員や公務員など厚生年金、共済年金に加入されている方
- ・第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

問住民課 ☎388-1115 / 岐阜南年金事務所 ☎273-6161

教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会では、地域の方が生涯にわたって学び続けられるように、様々な活動を行っています。その中の例をいくつかご紹介します。

笠松町では「生涯学習講座」を開催しています。「趣味を見つけ、自ら学び、人間関係をつくり豊かな生活を送る」ことを目的とした講座です。水墨画やいけばななどの文化芸術に関するものや、太極拳やヨガなどの体を動かすもの、パソコンやスマートフォンの操作について学ぶものなど令和3年度前期は11講座を開講しています。ここでの学びを機会としてサークルなどに参加することで、その後も長く活動していただくことを期待しています。

岐南町では「公民館講座」を開催しています。「教養を高めたり健康体力の増進を図ったりする」ことを目的とした講座です。また、新しい趣味や仲間と出会う機会でもあります。日用品や美術作品の製作をしたり語学や家庭教育について学んだりする講座を、令和3年度前期は21講座準備しました。講師の多

生涯学習の推進

郡二町教育委員会 ☎245-1133

くは岐南町や近隣の自治体で活躍されている方です。地域には、すばらしい技術や知識をもつ方が多くおられます。そうした貴重な方々の力を活かす場でもあります。

両町の講座で共通して大切にしていることは、学びを通した人間関係づくりです。ソーシャルディスタンスの確保をはじめ、生活に様々な制約があるコロナ禍ですが、物理的な距離はとっても、人と人の社会的な距離はより密にしていかなければなりません。

人と人が繋がり、地域の中で活発に活動し、 さらに新しい人の参加を促していく。そうする ことで、持続可能な地域社会をつくることが できると考えます。生涯学習は個人の学びで あると同時に、地域づくりにつながるものです。

学びを通した 人間関係づくりや 地域づくりを目指 して、今後も工夫 を凝らして取り組 んでまいります。

